



65歳以上のインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症定期 予防接種が始まります

問 保健センター (☎ 82-8211)

- ▼実施期間 ・インフルエンザ 10月1日(水)～令和8年1月31日(土)
・新型コロナウイルス感染症 10月1日(水)～令和8年2月28日(土)
※医療機関により実施期間が短縮される場合があります。
- ▼実施機関 市内指定医療機関
※市外にかかりつけ医がいる人や長期入院で市内での接種が困難な人で市外での接種を希望される人は接種前に保健センターへ申請の手続きが必要になる場合があります。詳細は対象者に通知している案内をご確認ください。
- ▼対 象 ・インフルエンザ 昭和36年1月31日以前に生まれた知立市民
・新型コロナウイルス感染症 昭和36年2月28日以前に生まれた知立市民
※接種できるのは65歳のお誕生日以降です。60歳以上65歳未満の市民で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に、自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がい有する人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する人は、対象になる場合がありますので、保健センターへご相談ください。
- ▼費 用 ・インフルエンザ 1,500円
・新型コロナウイルス感染症 4,500円
※市民税非課税世帯または生活保護世帯の人は、接種前に保健センターで接種費用の免除申請をすると接種費用が無料になります。接種後の申請は出来ません。
※接種費用の免除申請の方法については、個別通知した案内をご確認ください。
- ▼予約方法 直接医療機関へ予約してください。
- ▼持 ち 物 ・予診票兼接種券を9月下旬から個別通知しています。10月6日(月)を過ぎても通知の届かない対象者は保健センターにお問い合わせください。
・ワクチン接種は強制ではありません。ワクチンの効果と副反応の双方について医師に相談するなどし、ご本人の意思に基づいて接種を判断してください。
※最新の情報は、市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

こんなときは忘れず国民年金の届出を！

問 刈谷年金事務所 (☎21-2110)、国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金の被保険者となります。

こんなとき	届出の内容	持参するもの	届出先
会社員や公務員が退職したとき	資格の変更	・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど) ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・退職日の確認できる書類 (資格喪失証明書、離職票、雇用保険受給資格者証、辞令など)	国保医療課 年金事務所
配偶者に扶養されていたが ・配偶者が会社員や公務員を辞めたとき ・扶養からはずれたとき ・離婚したとき ・会社員や公務員である配偶者が65歳になったとき	資格の変更	・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど) ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・配偶者の退職日や扶養からはずれた日が確認できる書類 (資格喪失証明書、離職票、雇用保険受給資格者証、辞令など) ・離婚したときは、離婚日のわかる書類(戸籍など)	
第1号被保険者が出産する(した)とき	産前産後免除の申請	・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・母子健康手帳	
海外に居住するとき	国民年金をやめる届出	・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど) ・年金手帳または基礎年金番号通知書	
	任意加入の届出	・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど) ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・預貯金通帳 ・預貯金通帳届出印	
・年金の受給資格が足りないとき (60歳～70歳未満の人が対象) ・年金額を満額に近づけたいとき (60歳～65歳未満の人が対象)	任意加入の届出	・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど) ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・預貯金通帳 ・預貯金通帳届出印	国保医療課 年金事務所
第1号被保険者が基礎年金番号通知書をなくしたとき	再交付の届出	本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	

